

## はじめに（学校の方針について）

いじめは他者意識の欠如であるといえる。それは他者への想像力、勇気ある正しい判断力と行動力の欠如ともいえる。これは教育が求めなければならない真髓が何であるかを示唆している。

我々は、いかなる人も独りで悩む状態にせず、いかなる人の可能性を否定せず、いかなる人の生命の尊厳も最大限に尊重しなければならない。そのための教育がいじめの防止そのものといえる。

本校では、他者意識の創造のために心の教育を大切な柱と考え、あらゆる教育活動において児童の内面と対話しようとしている。人権教育・道徳教育・生徒指導・特別支援教育・アートの教育を横軸として、教育活動を見据えてくことを目指している。これらの視点で、生まれた子どもたちが、他者への想像力・勇気ある正しい判断力・行動力を身にまとうていくのである。そのためにも、我々は児童の微細な成長をしっかりと見取り、児童の変容を敏感に察知できる資質を身につけておくことが求められる。

つまり、可能な限り小さな成長を診る目が、いじめを防止することにつながるのである。そして、そのような教師集団が、あらゆる教育活動を通じて心の教育を成立させ、子どもたちのよりよい生活とよりよく生きる力を育成するものと確信している。

## 1 いじめの問題に関する基本的視点

いじめは重大な人権問題であり、決して許すことのできない行為である。しかし、「いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こり得る」ことから、学校・家庭・地域が一体となり、常に連携を図りながら継続的な取組を行うことが必要である。

### (1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。 「いじめ防止対策推進法 第2条」より

いじめ防止対策推進法第2条に規定する「いじめ」の定義

- ① 行為者も客体も児童生徒であること
- ② 行為者と客体の間に一定の人的関係が存在すること
- ③ 行為者が客体に対して心理的又は物理的な影響を与える行為をすること
- ④ 当該行為の結果として客体が心身の苦痛を感じる事

### (2) いじめの認識

- いじめは決して許されることのない重大な人権侵害である。
- いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こり得るものである。
- いじめの加害児童等・被害児童等は入れ替わることが起こり得るものである。加害者や被害者になりそのような児童等を発見・予見して対応しようとするのではなく、常に児童等全員に注意を注ぐとともに、全員を対象とした取組を行う。
- 「些細な事」と判断せず、いじめを見逃さない。
- 校外で起こるいじめもあることから、日ごろから家庭・地域・関係機関等と密接に連携した取組を行う。

## 2 「いじめ」への対応

### (1) 予防的活動（未然防止の取組）

#### ①道徳・人権教育等の取組

- 学年の発達段階に応じて他者の思いを共感し、共に考えようとする態度を育てる。
- 自他の人権の大切さを認めることができる人権感覚を育てる。
- 自他の思いや願いを適切に伝え合うコミュニケーション能力を育てる。
- 児童の「正しい心」、「優しい心」、「勇気ある心」を育てる心の教育を進める。

#### ②生徒指導の充実

- いじめの定義を共通理解し、いじめの未然防止、早期発見及び早期解決に努める。
- 「いじめられたらやり返す」を許さない。
- 「いじめられる側にも責任がある」を許さない。

#### ③特別活動等の充実

- 自治的・自発的な集団行動を体験することで自己有用感を高めるとともに、人との関わりを学ばせる。

#### ④いじめが生まれる背景を改善する

- 勉強や人間関係のストレスを減らすための自立的なメンタルヘルスケアに取り組む。
- 一人ひとりを大切にしたいわかりやすい授業づくりを進める。
- 児童一人ひとりの自己肯定感や自己有用感を育む。

#### ⑤発達的な視点を見落とさない

- 表面に現れた現象のみにとらわれず、その背景に障がいに関係している可能性があるか否かを十分留意しつつ対応する。
- 「発達的な視点」をもつことで、障害のあるなしに関わらず、全ての児童をいじめる側にもいじめられる側にもさせない体制を整える。

### (2) 早期発見に向けた情報収集

#### ①児童・教職員集団相互のコミュニケーションの充実

#### ②定期的なアンケート調査（年2回実施）

#### ③保護者や地域との連携

#### ④スクリーニング（QUやキャストイングマップなど）によるクラスの状態、児童の思いの理解及び把握

### (3) 緊急対応

#### ①基本的な考え方

- 「いじめ防止委員会」を設け、組織で対応する。
- 発見・通報を受けた場合には特定の教職員で抱え込まず速やかに組織的に対応する。
- 被害児童を守り通すとともに教育的配慮のもと、毅然とした態度で加害児童を指導する。
- 教職員全員の共通理解のもとに保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携して対応にあたる。

## ②いじめの発見・通報を受けたとき

- 遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場で止める。
- 児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。  
その際、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。
- 通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、管理職に報告し、「いじめ防止委員会」等で直ちに情報を共有する。
- 「いじめ防止委員会」や担任が中心となり、速やかに関係児童から事情を聞き取るなどしていじめの事実の有無の確認を行い、校長に報告する。
- 聞き取りの方法に配慮し、聞き取りした内容を時系列で整理して、個人別生活カードに記入し、情報の共有化を図る。
- 被害者は、「いじめられている」ことを語らないこともあるため、あせらずに、被害者の気持ちに寄り添って話を聞く。
- 事実確認の結果について、学級担任より被害・加害児童の保護者に連絡する。
- 事実確認の結果は、校長が責任をもって学校設置者に報告する。
- 学校及び学校設置者が、必要な指導を行っているにも関わらず、十分な効果を上げることが困難な場合、いじめられている児童を徹底して守り通すという観点から、学校はためらうことなく関係機関及び所轄警察署と相談して対処する。

## ③いじめられた児童またはその保護者への支援

- いじめられた児童から、事実関係の聞き取りを行う。「あなたが悪いのではない」ということをはっきり伝えるなど、自尊感情を高めるように留意する。
- 家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝える。いじめられた児童や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を取り除く。また、どのように「働きかけたらよいか」「働きかけてほしいか」を相談しながら進める。
- 事態の状況に応じて複数の教職員の協力により児童の安心・安全を確保する。
- いじめられた児童にとって信頼のできる人（家族や教職員、専門家等）と連携し、いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくる。

## ④いじめられた児童への指導またはその保護者への助言

- いじめたとされる児童からも事実関係の聞き取りを中立の立場で冷静に行い、事実を確認する。また、いじめたとされる児童の言い分を受容的に聞きながら、いじめをした意図を確認する。
- 事実関係を確認したら、迅速にその保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上で、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。
- いじめた児童への指導にあたっては、いじめの重大性を理解させるとともに、自らの責任を自覚させる。
- 「自分はどうすべきであったか、これからどうするか」について、考えをまとめ行動できるように援助する。
- いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。
- 児童のプライベートに十分配慮して以後の対応を行う。
- 一定の教育的配慮の下に、特別の指導計画による指導のほか、必要と認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、児童に対して懲戒を加えることも考慮する。

### ⑤いじめが起きた集団への働きかけ

- いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。
- いじめを止めさせることができなくとも誰かに知らせる勇気をもつように指導する。
- はやし立てるなど同調した児童がいる場合、それらの行為はいじめに荷担することを理解させる。
- 学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、なくそうという態度を行き渡らせる。
- 全ての児童が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団作りにさらに取り組む。

## 3 その他の留意事項

### (1) ネット上のいじめへの対応

ネット上の不適切な書き込み等によるいじめをなくすために、情報モラル教育を学年に応じて適切に行う。

### (2) 組織的な指導体制

- いじめへの対応は、校長を中心に、「いじめ防止委員会」が窓口になって全教職員が一致協力して行う。
- 「いじめ防止委員会」は、管理職・生徒指導主任・人権教育推進主任・養護教諭・当該担任・その他必要と思われる教職員をもって組織する。
- いじめ問題に関する指導記録（個人別生活カード）を保存し、児童の進学・進級や転学にあたって、適切に引き継いだり、情報を提供したりする。
- 必要に応じて、心理や福祉の専門家、医師、行政、警察官等の外部専門家に協力を求めて、いじめの克服に取り組む。

### (3) 校内研修の充実

全ての教職員の共通理解を図るために、生徒指導上の諸問題に関する研修会を行う。

（「気になる子」の研修会等）

### (4) 地域や家庭との連携

学校の基本的方針について地域や保護者の理解を得ることや、「児童のためにどうするか」という視点に立つことを共有することを通して、保護者や地域と連携を図る。

#### いじめ事案の指導の流れ

- (1) いじめ発見
- (2) 担任による事実確認
- (3) 管理職に報告
- (4) 「いじめ防止委員会」招集、指導方針決定
- (5) 被害児童の心のケア
- (6) 加害児童に対する指導、心のケア
- (7) 加害児童保護者への連絡
- (8) 被害児童保護者への連絡
- (9) 管理職、生徒指導主任、担任、被害児童・保護者、加害児童・保護者 による話し合い
- (10) 市教育委員会（子どもサポートセンター）に報告